

平成30年度

事業計画書

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会

＜目 次＞

I 事業方針.....	- 1 -
II 事業実施計画.....	- 4 -
1. 本会法人運営の強化	- 4 -
(1) 経営基盤の確立	- 4 -
(2) 本会運営に関する総合的な企画と政策提言・情報提供の強化	- 6 -
2. 地域福祉推進の基盤強化.....	- 7 -
(1) 地域共生社会の実現に向けた取組みの推進.....	- 7 -
3. 総合相談・生活支援・権利擁護機能の充実.....	- 11 -
(1) 高齢者・障害者等に対する権利擁護・生活支援体制の構築	- 11 -
(2) 生活困窮世帯への自立支援の強化.....	- 12 -
4. 福祉サービス利用者支援の推進	- 15 -
(1) 福祉サービスの質の向上に向けた介護サービス情報公表事業の実施.....	- 15 -
(2) 千葉県運営適正化委員会（福祉サービス利用者サポートセンター）の運営	- 15 -
5. 福祉サービス事業者支援の推進	- 17 -
(1) 福祉サービス事業者への経営基盤強化のためのトータルサポートの実施	- 17 -
(2) 福祉サービス事業者の社会貢献への取組支援.....	- 18 -
(3) 福祉・介護・保育人材の確保・定着の推進.....	- 18 -
(4) 福祉人材養成事業の推進.....	- 25 -
(5) 介護支援専門員実務研修受講試験等の実施.....	- 26 -
6. 大規模災害時の支援体制の強化.....	- 27 -
(1) 大規模災害時の支援体制の構築並びに東日本大震災に係る避難者支援活動の充実	- 27 -

I 事業方針

現在我が国では、少子高齢化を背景に単身世帯の増加、社会的孤立、高齢者・児童に対する虐待等の権利侵害、貧困の世代間連鎖等、さまざまな問題が複合的に発生しており、現状の福祉制度の枠組みだけでは対応しきれない課題が山積しており、政府は、「介護報酬・診療報酬等改定」をはじめ、「生活困窮者自立支援制度・生活保護制度見直し」、「子育て安心プラン前倒し実施」、「地域包括ケアシステムの深化・推進」、更に「支え手側」と「受け手側」に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる「我が事・丸ごと」の地域づくりを推進しています。

このような状況を背景として本会では、各種制度との効果的連携・運用方法を研究し、地域福祉の課題解決や県民一人一人の健康福祉の充実に向け、県域の社会福祉協議会としての使命を果たしています。

また、県内の福祉・介護・保育分野における福祉人材確保・育成・定着対策は慢性的な課題となっていることから、それぞれの分野を担う人材不足の解消、福祉サービスのさらなる質の向上を目標に掲げ、関係機関・団体と協働しながら各種事業を効果的に展開して参ります。

さらに、東日本大震災や熊本地震に代表するこれまでの被災地支援活動等の経験を生かし、引き続き各種災害関連事業を展開したうえで県内の地域防災力の向上に努めます。

本年度の事業計画の主要な施策は次のとおりです。

1. 本会法人運営の強化

社会福祉法人制度改革等を背景に、経営組織のガバナンスの強化、財務規律に沿った財政管理等に引き続き取り組むとともに、地域における公益的な取組みを推進してまいります。

また、新千葉県社会福祉センターの整備について、千葉県担当課との協議、提案・要望等、その具体化に向けて取り組みます。

さらに、本年度からスタートする新たな行動計画「菜の花コミュニティプラン2020」の適切な進行管理を行ってまいります。

2. 地域福祉推進の基盤強化

地域共生社会の実現に向けて地域福祉推進の基盤を強化するとともに、市町村社協活動のレベルアップを図るため、次の事業に積極的に取り組んでまいります。

①人材育成

「住民主体の課題解決力の強化」を担う人材育成としてコミュニティソーシャルワーカーの育成、相談支援包括化推進員等の役割を担う専門職育成を推進します。

②地域づくりの見える化の推進

社会福祉法の改正により市町村の努力義務となった市町村地域福祉計画と共助の計画である市町村地域福祉活動計画の一体的な策定の促進をしてまいります。

③社会福祉法人制度改革への対応

市町村社協がガバナンスの向上と「地域における公益的な取組」等に確実に取組むために、情報提供とフォローアップを行ってまいります。

3. 総合相談・生活支援・権利擁護機能の充実

判断能力が低下した方の地域生活を支える日常生活自立支援事業の推進を図るとともに、市町村社協における法人後見の取組み支援、地域連携ネットワークの構築、市町村基本計画の策定を後押しするための取組みを強化し、総合的な権利擁護体制の構築を進めてまいります。

また、平成30年度は改正介護保険法により導入された介護予防・日常生活支援総合事業や生活支援体制整備事業が移行最終年度となるため、市町村が移行を完了できるように支援してまいります。

4. 福祉サービス利用者支援の推進

介護サービス情報公表センターは、介護保険法に基づき事業所から提供される情報を公表することで、利用者が適切な事業所・サービスを選択、利用できるよう基盤整備に取り組めます。

また、運営適正化委員会は、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）実施機関に対する事業実施調査や現地調査などを通して、事業の適正な運営を確保していくとともに、福祉サービス利用者からの苦情申出に対する常設の相談窓口の設置や苦情を解決するための委員会活動の展開等を通して、福祉サービス利用者の権利を擁護していきます。

5. 福祉サービス事業者支援の推進

社会福祉を取り巻く状況が大きく変化する中で、福祉サービス事業者は経営改善や改革の必要性に迫られています。このような課題の解決方法として、「社会福祉経営指導事業」を中心とした支援策を引き続き実施してまいります。

また、社会福祉法人が改正社会福祉法で要請されている地域における公益的な取組等の事項を確実に取り組むことが求められていることから、千葉県社会福祉法人経営者協議会の取組を支援し、この課題への対応を促進してまいります。

福祉人材の確保対策は、少子・高齢化の急速な進展や労働環境の変化等により、福祉・介護保育ニーズは一層拡大し多様化している状況下において喫緊の課題となっております。このような課題に対して、求人・求職・職業紹介（マッチング）を包括的、かつ円滑に行う就労支援を展開するとともに、福祉・介護・保育人材の確保・定着に向けて、機能の一層の拡充を図りながら、多角的な事業を積極的に推進してまいります。さらに、各種団体等との連携をさらに深め、中高年（シニア）層や未就労の女性、外国人等の多様な人材が福祉・介護分野に就労する課題への対応や、離職した介護人材の呼び戻し対策等の新たな人材確保・定着への取組を総合的に展開してまいります。

また、人材の質の確保は重要な課題あることから、社会福祉施設等職員に対しては、多様な研修を実施し、職員のキャリア形成に必要な能力開発の機会を提供し、職員のモチベーション向上と職場定着を図ってまいります。

さらに、介護保険制度の重要な担い手である介護支援専門員に対し、千葉県指定法人として、実務研修受講試験等を的確に実施します。

6. 大規模災害時の支援体制の強化

「千葉県地域防災計画」で千葉県災害ボランティアセンターを運営することが位置付けられている「千葉県災害ボランティアセンター連絡会」活動の充実を図るとともに、会員団体と市町村社協との協働体制の強化に取り組みます。

また、福島県復興支援員による福島県からの避難者への支援を引き続き行います。

Ⅱ 事業実施計画

1. 本会法人運営の強化

【担当：総務班】

社会福祉法人制度改革等を背景に、経営組織のガバナンスの強化、財務規律に沿った財政管理等に引き続き取り組むとともに、地域における公益的な取組みを推進していく。

また、公共性の高い県域事業については、積極的な事業提案・要望を行い、もって公的な補助金・委託金による財源を確保していく。既存事業の拡充及び独自事業の実施にあたっては、積極的な寄附の受入れや会員制度の拡大を図りつつ、事業収入の増額や資産の運用等により、継続的かつ安定的な自主財源の確保に努めるとともに、事務経費の削減を進める。

さらに、新千葉県社会福祉センターの整備について、担当課との協議、提案・要望等、その具体化に向けて取り組む。

重ねて、事務局職員が社会の要請に対応できる能力を備えた職員の育成を図るため、職務を通じた研修（OJT）のほか、職員研修制度要綱に基づく階層別研修及び専門研修、市町村社協との人事交流等を通じて事務局体制の強化を図る。

※AP=アクションプランで位置づけられている項目

事業名・目的	主な実施事項	AP
1 法人運営の強化 本会事業を推進するために市町村社会福祉協議会や福祉関係団体、関係機関及び様々な団体等との連携や協働を推進するとともに、確実に公的補助金・委託金による財源を確保しつつ、事業収入、会費等自主財源を確保することによる経営基盤の強化を図る。 また、併せて適正な人事・労務管理も行い、もって法人運営の強化を図る。 さらに、地域における公益的な取組みを推進していく。	(1) 理事会及び評議員会の開催 (2) 評議員選任・解任委員会の開催 (3) 正副会長会議の開催 (4) 顧問会議の開催 (5) 市町村社協会長会議の開催 (6) 監事監査、内部監査の実施 (7) 公認会計士等による外部評価の実施 (8) 法人運営状況の情報公開 (9) 福祉施設・事業所及び企業等の賛助会員を含めた会員の拡大 (10) 自主財源の獲得強化 (11) 経費削減の徹底 (12) 職員非常参集訓練及び災害対策本部立上げ訓練の実施 (13) 地域における公益的な取組みの検討・実施	
2 職員資質向上プログラムの推進 本会職員の資質向上のため、各種研修の実施や他団体との人事交流により、業務遂行上の専門的知識等を習得する。	(1) 階層別研修の実施 (2) 専門知識習得のための専門研修の実施 (3) 他団体との人事交流の推進 (4) 資格取得援助制度の実施	

事業名・目的	主な実施事項	AP
3 千葉県社会福祉大会の開催 福祉関係者が一堂に会し、多年にわたり社会福祉の発展に功労のあった方々を表彰し、感謝の意を表することにより本県社会福祉の一層の発展を図る。 4 各種基金の運営管理 各種基金の適正な管理運営を図り、より効果的な事業助成に努める。	(1) 第68回千葉県社会福祉大会の開催 (2) 運営委員会・表彰選考委員会の開催 (1) 千葉県社会福祉基金 社会福祉施設職員及び社会福祉事業従事者等の研修及び社会福祉活動への助成を行う ①研修事業及び社会福祉活動を推進する事業への助成 ②運営委員会の開催 (2) 交通遺児援護基金 交通遺児に対し各種援護激励を行う ①見舞金、勉学奨励金、激励金等の支給 ②運営委員会の開催 ③制度の広報・啓発による事業の推進 (3) 菜の花コミュニティ基金 社会福祉事業の推進に資するために各種事業に助成する ①社協が実施する地域福祉を目的とする事業、各種情報提供のための事業、その他重要課題への取組みのための事業への助成 ②災害発生時におけるボランティア対応等への助成 (4) 地域ぐるみ福祉振興基金 社会福祉活動の促進、充実を図るために各種事業に助成する ①ボランティア等市民福祉活動及び福祉教育活動を促進する事業等への助成 ②地域福祉フォーラムの設置を促進するための助成 ③運営委員会の開催 (5) 各種基金の適正な資産運用	AP ○

事業名・目的	主な実施事項	AP
5 千葉県社会福祉センターの管理運営及び県立社会福祉センター整備等に伴う調整 県民が利用しやすい環境を整備し、良好な管理運営を行いつつ、県立社会福祉センター整備等にかかる調整を併せて行う。	(1) 社会福祉センターの運営及び維持管理 (2) 入館団体連絡会議の開催 (3) 防災訓練の実施 (4) 県立社会福祉センターの整備について千葉県との調整	○

(2) 本会運営に関する総合的な企画と政策提言・情報提供の強化

【担当：総務班】

本年度からスタートする「菜の花コミュニティプラン2020」における重点施策を中心とした事業の進行管理を通して、本会の運営の信頼性と透明性の更なる向上に努める。

また、本県の福祉施策推進に関する政策提言を行うとともに、県民への情報提供機能の強化に取り組む。

※AP=アクションプランで位置づけられている項目

事業名・目的	主な実施事項	AP
1 政策調整委員会の運営 PDCAサイクルのさらなる徹底と、本会が地域福祉を推進するために必要な重点政策課題の検討を行うことで政策提言機能を強化する。	(1) 政策調整委員会の開催 ①平成30年度事業全体の評価の実施 ②次年度の千葉県予算に関する提案・要望の検討 ③次年度重点政策課題の検討	○
2 情報機能の強化 国・県の福祉政策に関する情報収集を強化するとともに、情報提供機能の強化に取り組む。	(1) 情報収集・提供活動の充実 ①広報戦略プランの検討 ②ホームページの管理及び内容の充実 ③県社協PRのためのキャッチコピーの作成についての検討 ④ツイッター、フェイスブックによる情報発信についての検討 ⑤「千葉県社協ニュース」の発行	○ ○ ○ ○
3 菜の花コミュニティプラン2020の進行管理 菜の花コミュニティプラン2020の進行管理を行う。	(1) 菜の花コミュニティプラン2020の進行管理	

（１）地域共生社会の実現に向けた取組みの推進

地域共生社会の実現に向けて地域福祉推進の基盤を強化するとともに、市町村社協活動のレベルアップを図るため、次の事項について積極的に取り組んでいく。

第1に人材育成である。「住民主体の課題解決力の強化」を担う人材育成としてはコミュニティソーシャルワーカー基礎研修を、相談支援包括化推進員等の役割を担う専門職育成としては、コミュニティソーシャルワーカー専門研修、生活支援コーディネーターフォローアップ研修、生活困窮者自立支援制度従事者研修を連動させながら体系的な人材育成に取り組む。

また、福祉教育をさらに推進するために、障害者差別解消法を切り口とした福祉教育プログラムを作成する。

第2に地域づくりの見える化の推進である。社会福祉法の改正により市町村の努力義務となった市町村地域福祉計画と共助の計画である市町村地域福祉活動計画の一体的な策定を促進する取組みを強化する。

第3には社会福祉法人制度改革への対応である。市町村社協がガバナンスの向上と「地域における公益的な取組」等に確実に取組むために、市町村社協事務局長会との連携・協働により、きめ細かな情報提供とフォローアップを継続する。

事業名・目的	主な実施事項	AP
1 地域共生社会の実現を推進する人材の育成 個別支援と地域支援を一体的に進める地域福祉専門職を育成するため、コミュニティソーシャルワーカー専門研修、生活支援コーディネーターフォローアップ研修、生活困窮者自立支援制度従事者研修を連動させながら、継続的なレベルアップに取り組む。 また、住民主体の課題解決体制を構築する際に、小地域のリーダーとなる人材育成を推進する。	(1) 地域福祉専門職の育成 ①コミュニティソーシャルワーカー専門研修・フォローアップ研修の受託・実施 ○ ②コミュニティソーシャルワーカー連絡会の運営強化 ○ ③生活支援コーディネーターフォローアップ研修の受託・実施 ○ ④生活困窮者自立支援制度従事者研修の開催 ○ (2) 小地域福祉活動の担い手の育成 ①コミュニティソーシャルワーカー基礎研修の開催 ○	

事業名・目的	主な実施事項	AP
2 市町村社協のガバナンスの向上及び地域づくりの見える化の推進に向けた取組みの強化 市町村社協のガバナンスの向上と「地域における公益的な取組」を推進するとともに地域福祉フォーラム事業等を活用した地域福祉活動計画の策定支援など、地域づくりの見える化を推進するための取組みを強化する。	(1) 市町村社協の支援強化 ①社会福祉法人制度改革への対応 - ア ガバナンスの確立と地域における公益的な取組みを推進するための会議、研修、情報提供等の実施 ②市町村社協事務局長会の運営 - ア 総会・役員会・専門委員会の開催 - イ 課題・テーマ別研修会の開催 - ウ 新任事務局長研修会の開催 ③千葉社協職員連絡協議会の運営 - ア 代議員会・役員会・委員会の開催 - イ 階層別・一般研修の開催 - ウ 交流事業の開催 - エ 広報紙「なかま」の発行・充実 ④行政・社協の連携強化 - ア 市町村地域福祉担当課長・市町村社協事務局長合同会議の開催 ⑤生活課題を解決するための実践力の強化支援 - ア 市町村社協地域福祉担当職員研修会の開催 ⑥地域福祉活動計画の策定促進 - ア 「地域福祉活動計画策定の手引き」の作成 ⑦情報発信力の強化支援 - ア 情報発信力強化セミナーの開催 - イ 本会ホームページを活用した市町村社協活動データベースの構築 (2) 小域・基本地域福祉フォーラムの設置・促進 ①地域福祉フォーラム未設置社協への訪問支援 ②地域福祉フォーラム事例集の充実	○ ○ ○

事業名・目的	主な実施事項	AP
3 地域共生社会の基盤づくりを目指したボランティア・市民活動の推進並びに学校と地域が一体となった福祉教育の展開 ボランティア・市民活動センター事業並びに学校と地域が一体となった福祉教育の積極的な取り組みをとおして、県民が社会参加意識を高め、主体的に地域活動に取り組む土壌の構築を推進する。	(1) ボランティア・市民活動センター事業の推進 ① 運営委員会の開催 ② 情報の収集・発信 - ア ボランティア・市民活動データブックの作成 - イ ボランティア・市民活動情報誌「エールちば」の充実 ③ ボランティア・市民活動推進のための資機材の貸出 ④ 民間助成事業等の活用促進 ⑤ ボランティア保険加入の促進 (2) 市町村ボランティアセンターの支援強化 ① ボランティア担当職員会議の開催 (3) ボランティア・市民活動推進者等の育成・拡大 ① ボランティアコーディネーター研修会（精神編・災害編）の開催 ② ボランティアリーダー研修会の開催 (4) ボランティア活動を推進する大学間のネットワークの構築 ① 大学生等のボランティア・社会貢献活動推進セミナーの開催 ② 大学ボランティア担当教職員等による情報交換会の開催 ㊦ ③ 大学のボランティアコーディネート機能の強化支援 (5) 県域ボランティア活動団体、NPO等との連携強化 ① 県ボランティア連絡協議会、県おもちゃ図書館連絡会、県たすけあい協議会事業への協力・支援 ② 市民活動推進に向けたNPO等との連携の強化 (6) 地域に根ざした地域ぐるみによる福祉教育の積極的展開 ① 福祉教育推進員養成研修等による福祉教育推進校及び推進団体の支援 ② 高校生介護等体験特別事業の実施 ③ 福祉教育推進連絡会議の開催 ④ 福祉教育研究大会の開催 ㊦ ⑤ 障害分野における福祉教育プログラム集の作成	○ ○ ○ ○

事業名・目的	主な実施事項	AP
4 高齢者の生きがいと健康づくりの推進（明るい長寿社会づくり推進機構事業の推進） 活力ある高齢社会に向けての意識啓発を行うとともに、高齢者の生きがいと健康づくり活動を推進することにより、「明るく豊かで活力のある長寿社会」の実現に取り組む。	(1) 明るい長寿社会づくり推進機構の運営 ① 運営協議会の開催 (2) 高齢者の生きがいと健康づくりを支える仲間づくり等の支援 ① シニアリーダー育成支援（全国研修会への派遣事業） ② 地域社会への参加促進及び仲間づくり支援（地域活動情報提供事業） (3) 高齢者の生きがいと健康づくりを目指すスポーツ・芸術等諸活動への支援と関係諸団体との協働の推進 ① 第31回全国健康福祉祭富山大会（ねんりんピック）への参加 ア 選手等選考委員会の開催 イ 選手団結団式・説明会の開催 ウ 選手の派遣、引率等 ② 元気高齢者の地域活動の魅力を伝える説明会・セミナー等の開催	○
5 県域ネットワーク組織としての結集機能・政策提言機能の強化 市町村社協をはじめ、幅広い関係団体との連携を深め、地域福祉を推進するための結集機能や政策提言機能を強化することで、県域レベルの協働体制を構築する。	(1) 県域関係諸団体との結集機能・政策提言機能の強化 ① 地域福祉ちば県民会議（千葉県地域福祉フォーラム）の開催 ② 千葉県地域福祉フォーラム幹事会の開催 ③ 千葉県地域福祉フォーラムシンポジウムの開催 ④ 千葉県介護保険関係団体協議会の運営	○
6 福祉関係情報の発信力の強化 国や県の福祉政策、小地域の福祉活動情報等を発信することで、県民に対して本会事業と社会福祉の理解促進を図る。	(1) 広報紙「福祉ちば」の発行・充実 (2) 県民福祉セミナーの開催 ③ (3) 小地域福祉活動事例集「私のまちの福祉活動カタログ⑭」の作成・発行	○

事業名・目的	主な実施事項	AP
3 介護保険制度における生活支援体制整備事業への対応 千葉県新地域支援事業推進協議会の活動をととして、市町村における生活支援体制整備事業の取組みを支援する。 また、市町村が配置する生活支援コーディネーターの養成研修及びフォローアップ研修を千葉県から受託して実施する。	(1) 千葉県新地域支援事業推進協議会の運営 (2) 生活支援コーディネーター養成研修及びフォローアップ研修の受託・実施	○ ○

(2) 生活困窮世帯への自立支援の強化

【担当：地域福祉推進部地域福祉推進班・福祉資金部福祉資金班】

生活福祉資金貸付制度は、本会が実施主体、市町村社協が貸付等の窓口となり、各種資金の貸付と社協、民生委員等の支援により低所得世帯や高齢者・障害者世帯等の自立促進を図る制度である。

これらの世帯が生活上生じる課題には経済的困窮にとどまらず、介護、育児、病気、障害から住まい、就労、家計、教育、社会的孤立等広範囲にわたり、更には育児と介護の問題が同時に表れるなど複合化・複雑化しており、貸付時の相談活動や資金の貸付を契機に、民生委員をはじめ福祉事務所、生活困窮者自立支援機関等関係機関との連携を図りつつ総合的な支援を行うことが求められている。

以上を踏まえ、今年度は、市町村社協の生活福祉資金貸付事業実施体制、取り分け貸付相談窓口の体制強化を図るための予算の適正確保をはじめ、運営管理の適正化、貸付相談員等従事者への研修の充実・強化、民生委員、生活困窮者自立支援機関等との連携を深めるための事例検討会の取り組み等、生活福祉資金の機能強化に向け積極的に取り組む。

さらに、生活困窮者自立支援制度を推進するため、本県における従事者の研修を行うとともに、社協が実施する生活福祉資金貸付事業との連携を強化し、社協の総合相談・生活支援システムの機能強化を図る。

事業名・目的	主な実施事項	A/P
1 生活福祉資金貸付の機能強化 低所得者世帯、失業者世帯、要保護世帯・高齢者及び障害者世帯の経済的自立と安定した生活の維持を図るために、生活福祉資金（総合支援資金、福祉資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金）、臨時特例つなぎ資金の効果的な利用を進めるための体制確保、機能強化、他制度との連携の推進を図る。	(1) 生活福祉資金貸付事業実施体制の強化 ①本会及び市町村社協への相談員の適正配置 (2) 市町村社協における相談窓口の機能強化 ①生活福祉資金新任担当職員・相談員研修会の開催 ②生活福祉資金担当職員・相談員研修会 ③生活福祉資金事例検討会の開催 (3) 民生委員、福祉事務所、生活困窮者自立支援制度等との連携の促進 ①生活福祉資金事例検討会の開催（再掲） ②民生委員、福祉事務所、生活困窮者自立支援制度等の関係会議への参加 (4) 市町村社協への支援の強化 ①市町村社協指導監査の実施 ②市町村社協への個別訪問の実施 (5) 貸付審査等運営委員会の開催 ①生活福祉資金貸付審査の実施 ②生活福祉資金貸付制度の効果的な運営に向けた検討の実施 (6) 円滑なかつ適正な貸付のための広報活動の推進 ①各資金のパフレット作成	○ ○ ○ ○ ○ ○
2 生活福祉資金等借受世帯の生活支援強化 生活支援活動の強化と各種資金の適正な債権管理を行う。	(1) 借受世帯への見守り・生活支援活動の強化 ①借受世帯生活相談会の実施 (2) 長期滞納世帯の状況把握と償還指導、支払困難世帯に対する救済措置の推進 ①住所調査、生活状況調査を通じた実態把握 ②督促状、内容証明、法的措置の実施 ③長期滞納債権の整理（救済措置の実施）	○ ○

事業名・目的	主な実施事項	AP
3 生活困窮者自立支援制度の推進に向けた支援強化 生活困窮者自立支援制度をさらに推進するための従事者研修を実施するとともに、本制度に取り組む社協を支援するための連絡会議を開催する。	(1) 生活困窮者自立支援制度の推進に向けた支援 ①生活困窮者自立支援制度従事者研修の開催（再掲） (2) 市町村社協に対する支援強化 ①生活困窮者自立支援制度受託社協連絡会議の開催	○
4 ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付及び児童養護施設退所児童等自立支援資金貸付事業の利用促進と適正な債権管理 就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に高等職業訓練促進資金の貸付を行い自立を支援する。 また、進学や就職を機に児童養護施設等の退所者や里親委託を解除された者の円滑な自立を支援するために、資金を貸付けを行う。 貸付後は施設、行政等との連携により自立の推進と債権の適正な管理を図る。	(1) ひとり親家庭高等職業訓練促進資金及び児童養護施設退所児童等自立支援資金の貸付 (2) 各資金の債権管理 (3) 効果的な利用に向けた広報の推進 (4) 福祉事務所、母子自立支援員、児童養護施設、児童相談所等関係機関との連携による支援	
5 介護福祉士修学資金等貸付事業、保育士修学資金等資金貸付事業利用促進と適正な債権管理 福祉・介護人材の養成、再就職を図る介護福祉士修学資金等貸付事業及び保育士修学資金等貸付事業について、関係部署と連携して、利用の促進と適切な債権管理を図る。 (福祉人材センターとの共同事業)	(1) 介護福祉士修学資金、社会福祉士修学資金、介護福祉士実務者研修受講資金、介護人材再就職準備金、保育士修学資金、保育補助者雇上費、未就学児を持つ保育士への保育料、就職準備金の貸付 (2) 各資金の債権管理 (3) 効果的な利用に向けた広報の推進	
6 社会福祉事業振興資金の利用推進と債権の適正な管理 社会福祉施設の整備のための社会福祉事業振興資金の利用推進を図る。	(1) 社会福祉事業振興資金運営委員会による貸付審査 (2) 社会福祉事業振興資金の債権管理 (3) 効果的な利用に向けた広報の推進 (4) 貸付に関する利用調査の実施	

4. 福祉サービス利用者支援の推進

(1) 福祉サービスの質の向上に向けた介護サービス情報公表事業の実施

【担当：介護サービス情報公表センター】

事業所が提供する介護サービスの情報を公表するため、県の指定法人として「介護サービス情報公表センター」を運営し、利用者が適切な事業所・サービスを選択、利用できるよう基盤整備に取り組む。

※AP＝アクションプランで位置づけられている項目

事業名・目的	主な実施事項	AP
1 介護サービス情報の公表事業の推進 介護サービス情報の公表制度の中核機関である「介護サービス情報公表センター」を県の指定法人として運営する。	(1) 介護サービス情報公表センターの受託運営	

(2) 千葉県運営適正化委員会（福祉サービス利用者サポートセンター）の運営

【担当：運営適正化委員会】

社会福祉法第83条の規定に基づき、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を解決するため、運営適正化委員会に「運営監視部会」及び「苦情解決部会」を設置し、事務局と連携のうえ各事業を実施する。

※AP＝アクションプランで位置づけられている項目

事業名・目的	主な実施事項	AP
1 福祉サービス利用援助事業の適切な運営を確保するための監視業務の推進 福祉サービス利用援助事業の実施機関の適切な運営を確保するため、千葉県後見支援センターと連携して事業運営全般を監視する。 必要に応じて千葉県後見支援センター及び各実施機関に対する助言、現地調査、勧告、あるいは県等の関係機関に対する提言等を行う。	(1) 運営監視部会の定例開催（年6回） (2) 福祉サービス利用援助事業に関する事業実施状況調査の実施（書面調査及び現地調査22か所の予定） (3) 福祉サービス利用援助事業の適切な運営を確保するための提言等の実施	
2 福祉サービス苦情解決事業の推進 福祉サービスに関する利用者等からの苦情を解決するため、相談、助言、調査、申し入れ、あっせん又は知事への通知等を行うことにより、福祉サービス利用者の権利を擁護するとともに、福祉サービスの質の向上を図る。	(1) 常設の相談窓口の開設並びに社会福祉士等相談援助の専門職による相談活動の実施 (2) 苦情解決部会の定例開催（年12回）、部会長・事務局員会議の随時開催	

事業名・目的	主な実施事項	AP
3 事業者段階における福祉サービス苦情解決事業実施体制の整備に向けた支援の実施 事業者段階における苦情解決事業が適切に行われるよう研修会を開催する。また、ホームページによる情報提供、ポスター及びパンフレットの作成・配布等を通じて広報啓発に努めるとともに、巡回サポート等により事業者段階での取り組みを支援する。 4 運営適正化委員選考委員会の開催	(1) 福祉サービス苦情解決事業に関する研修会の開催（年5回） (2) 事業者に対する巡回サポート事業（巡回指導）の実施 (3) 事業者に対する広報啓発活動の実施 (4) 事業者に対する苦情解決体制整備に関する調査方法の検討・実施 ⑤ (5) 第三者委員の設置率向上等、苦情解決体制整備に向けた各種別協議会等への働きかけの検討・実施 (1) 委員の任期満了に伴う選考委員会の開催	AP

5. 福祉サービス事業者支援の推進

(1) 福祉サービス事業者への経営基盤強化のためのトータルサポートの実施

【担当：福祉施設経営支援班】

社会福祉を取り巻く状況が大きく変化するなかで、福祉サービス事業者は、経営改善や改革の必要性に迫られている。

本会は、このような課題の解決方法として、「社会福祉経営指導事業」を中心とした支援策を引き続き実施することにより、福祉サービス事業者の経営基盤強化を促し、経営の安定が図られるよう支援する。

※AP＝アクションプランで位置づけられている項目

事業名・目的	主な実施事項	AP
1 社会福祉施設経営指導事業等を通じた福祉サービス事業者への支援 福祉サービス事業者への安定した経営と利用者に対する質の高いサービスの提供並びに職員が働きやすい職場環境づくりに資する支援を行う。	(1) 福祉サービス事業者の施設運営への助言・指導 ①会計等（公認会計士・税理士） ②労務（社会保険労務士） ③法律（弁護士） ④メンタルヘルス（産業カウンセラー等） (2) 社会福祉法人・施設運営への支援事業の実施 ①「相談事例集（追記）」の作成 ②経営支援セミナーの実施	○
2 社会福祉施設従事者のための退職手当共済制度の推進 独立行政法人福祉医療機構が推進する退職手当共済制度に協力することにより、社会福祉施設従業者の退職手当を確保し、生活の保障と施設の安定した経営を図る。	(1) 「社会福祉施設職員等退職手当共済制度実務研修」の開催 (2) 届出書類を受理及び独立行政法人福祉医療機構への送付、連絡調整	

地域における公益的な取組をはじめ、全ての社会福祉法人が改正社会福祉法で要請されている事項に確実に取り組むためのフォローアップを継続するとともに、各法人の取組を発信し、広く社会の理解と信頼を得ることが求められている。

※AP＝アクションプランで位置づけられている項目

(3) 福祉・介護・保育人材の確保・定着の推進 【担当：福祉人材センター】

福祉人材センターは、求人・求職・職業紹介（マッチング）を包括的、かつ円滑に行う就労支援を展開するとともに、福祉・介護・保育人材の確保・定着に向けて、機能の一層の拡充を図りながら、多角的な事業を積極的に推進する。

また、県内全域の公共職業安定所・教育関係機関・福祉関係団体・各種職能団体等との連携をさらに深め、中高年（シニア）層や未就労の女性、外国人等の多様な人材が福祉・介護分野に就労する課題への対応や、離職した介護人材の呼び戻し対策等の新たな人材確保・定着への取組を総合的に展開する。

※AP＝アクションプランで位置づけられている項目

- 18 -

事業名・目的	主な実施事項	AP
2 保育士人材バンク事業の推進 保育現場への就職を希望する潜在保育士等の求職登録や、認可保育施設等から求人申込み等をオンラインシステムの活用により迅速に斡旋・紹介等を行う。 また、保育の仕事や資格取得等に関する相談・助言を行い、保育施設等従事者の人材確保を図る。	(1) ちば保育士・保育所支援センター事業の推進 (2) オンラインシステムの適正な運用とデータ管理 (3) 潜在保育士の就職・再就職支援講座・研修等の取り組み (4) 就職面談会(保育フェスタ)の開催	○
3 福祉職場就職説明会開催の推進 社会福祉施設等への就職希望者を対象に、福祉職場の業務内容や労働条件等についての各種説明会及び求人施設・事業所との個別面談会を開催し、福祉・介護・保育分野への就労の促進と質の高い人材の確保、潜在的有資格者の人材発掘に取り組む。 また、併せて福祉の仕事等に関するセミナー等を開催し、福祉職場の理解とイメージアップを図る取組を展開する。	(1) 福祉のしごと就職フェア・in ちばの開催(年2回/7月・11月) (2) 福祉のしごとセミナーの開催(年2回/7月・11月) (3) 福祉のしごと就職ガイダンス開催 (4) 就活ミニ講座・支援講座等の開催 (5) 福祉のしごと施設見学会の開催 (6) 福祉のしごとミニフェアの開催(年1回)	
4 福祉の魅力を伝え、福祉人材を確保するための広報活動の展開及び情報発信機能の強化 福祉に関する理解と関心を高め、社会福祉施設等への就労を促進するため、各種行事等で福祉の魅力を伝え併せて福祉人材センターの認知度を高め、福祉・介護・保育分野への就労意識を向上させる。 また、メールマガジンの発行と併せ、福祉人材センター独自のホームページのコンテンツ等内容の充実を図る。また、中央福祉人材センターの求人情報サイトとの連携により、福祉職場への求職者の確保を推進する。	(1) 福祉人材センターパンフレットの作成・配布・啓発 (2) 福祉のしごとインフォメーションの作成・配布 (3) イベント案内カードの作成・配布 (4) 福祉人材センターホームページの充実 (5) 中央福祉人材センターの求人情報サイト「福祉のお仕事」との連携 (6) 若年層をターゲットとした広報ツール(FB・LINE)等の運用	○

事業名・目的	主な実施事項	AP
5 介護人材確保対策事業及び介護人材定着支援事業の推進 介護分野における緊急人材確保対策事業として千葉県より受託した事業を実施し、県内の介護人材の確保・充実を図る。 また、社会福祉施設等の従事者を対象に、業務上及び職場における人間関係等の相談を行い、悩み、不安を解消し、介護従事者の定着及び離職の防止を図る。	⑧ (1) 期待しています！シニア人材事業の実施 (2) 福祉の職場体験事業の実施 (3) キャリア支援専門員による出張相談等の実施 (4) 介護人材の確保・定着に向けた経営者向けセミナーの開催 (5) 人材定着支援アドバイザー（メンタルヘルスサポート相談員）の配置、相談の受付 (6) 介護人材の確保・定着に向けた出張相談やセミナーの開催	○ ○
6 介護福祉士、保育士修学資金等貸付事業の実施 介護・保育人材の確保を図るため修学資金等の貸付を推進する。 (福祉資金部との共同事業)	(1) 修学資金貸付制度等の周知、広報啓発活動の強化 (2) 貸付の適正な運営・管理の実施 (3) 福祉系養成施設との連絡・調整の推進	○
7 教員免許特例法に基づく介護等体験受入調整事業の促進 「小学校・中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」に基づき大学短大生で義務教育教員免許を志望する学生に対して、社会福祉施設での介護等体験の受入調整等の事務を行う。	(1) 介護等体験希望学生に係る連絡・調整及び基本台帳の作成・保管 (2) 受入調整システムの運用・管理	

(4) 福祉人材養成事業の推進

【担当：社会福祉研修センター】

「地域共生社会」の実現や医療介護人材の確保・育成、人材のキャリアパスの複線化の検討など社会全体で支え合う仕組みづくりが推進されている。

このような中で、福祉行政職員にも、「地域共生社会」の実現に向けて積極的な役割を果たすことが期待されていることから、本会は、地域福祉の推進を目的とした団体として、県の企画提案型募集による社会福祉行政職員対象研修を受託するにふさわしい主体であると自負し、積極的に応募する。

また、質の高い福祉サービスを提供する上で、福祉・介護人材の質の確保は重要な課題あることから、社会福祉施設等職員に対しては、専門能力の向上を図るとともに、時代のニーズに合った多様な研修を実施し、職員のキャリア形成に必要な能力開発の機会を提供し、職員のモチベーション向上と職場定着を図る。

※AP＝アクションプランで位置づけられている項目

事業名・目的	主な実施事項	AP
1 社会福祉行政職員等研修事業 <u>(県委託研修)の実施</u> 県及び市町村の社会福祉行政 職員等の資質向上を図るため、 企画提案型募集による県委託研修を受託し、実施する。	(1) 社会福祉行政職員研修 (13 課程／23 日) 社会福祉行政新任者研修、生活保護法地区担当員研修、家庭児童相談員研修等 ㊦ (2) 特別研修 (3 課程／24 日) 児童福祉司任用前研修、児童福祉司任用後研修、要保護児童対策調整機関調整担当者研修	○
2 社会福祉施設等職員研修 <u>(本会独自研修)の実施</u> 福祉職場に就職後の定着を応援するとともに、福祉を担う優れた人材の育成と資質の向上を目指し、本会で独自に企画する各種 研修を最新のニーズに合わせて 実施する。	(1) 階層別 (キャリアパス構築応援) 研修 (6 課程) ㊦ (2) 組織運営支援研修 (13 課程) ㊦ (3) 職員支援研修 (33 課程) (4) 職種別研修 (4 課程) (5) 特別企画研修 (3 課程)	○
3 職員の定着を支援する研修の企画・実施 福祉職場の働きやすい環境づくりや、職員がモチベーションを 維持しつつ生涯働ける目標を 見出せるような企画を行う。	(1) キャリアパス研修の充実 (2) 人事・労務管理研修の充実 (3) 職員の定着応援研修の企画・実施	

(5) 介護支援専門員実務研修受講試験等の実施

【担当：介護支援専門員養成班】

介護支援専門員資格を付与するための全国統一試験及び実務研修を、千葉県の指定法人として実施する。

また、介護支援専門員資格取得後の実務未経験者を対象とする介護支援専門員証の更新に必要な更新研修、及び介護支援員証の有効期間を超過した者が専門員証の再交付を受けるために必要な再研修を実施する。

※AP＝アクションプランで位置づけられている項目

事業名・目的	主な実施事項	AP
1 介護支援専門員実務研修受講試験及び実務研修等事業の実施 介護保険制度の重要な担い手である介護支援専門員の高い資質を確保することを目的とする。	(1) 介護支援専門員実務研修受講試験の実施 対象者 約4,120人 (2) 介護支援専門員実務研修の実施 対象者 約 750人 (3) 介護支援専門員更新・再研修の実施 対象者 約 300人 (4) 千葉県介護支援専門員実務研修委員会の開催	○
2 介護支援専門員指導者の資質向上 実務研修等の講師を担う介護支援専門員指導者の資質の向上を図る。	(1) 介護支援専門員指導者研修会の開催	

